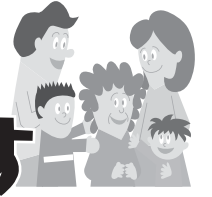


福祉医療費助成制度

7月から

受給者証が新しくなります



受給資格があった人のうち、7月1日以降も受給できる人に新しい受給者証を送付しました。福祉医療費の助成対象者は、健康保険に加入している市民で、下表の要件に該当する人で、該当すると思われる人で申請がまだの方は、医療年金グループ(0798・35・3131)へ問合せを。

市は、「福祉医療費助成制度」として、老人、乳幼児等、障害者、母子(父子)家庭等、高齢障害者の各医療費の一部を助成しています。平成21年度の制度改正に伴い、設けていた経過措置は、6月30日で終了します。経過措置区分に該当する人は、7月1日からは助成対象外になります。

このたび、6月30日以前から申請書の送付を希望する人は、医療年金グループへ問合せを。 ※福祉医療費助成制度は、県との共同事業として実施している所得制限のある制度です。このたび県が基準を見直したことに伴い、平成24年7月から所得制限基準の判定単位が世帯全員所得の合算となる予定です。詳しくは今後、本紙等でお知らせします。

平成23年7月1日以降の福祉医療費助成制度

Table with 4 columns: 制度 (Welfare Medical Cost Subsidy), 対象 (Target), 所得制限基準 (Income Limit Criteria), 一部負担金 (※1) (Partial Burden). Rows include: 老人医療 (Elderly Medical), 乳幼児等医療 (Infant and Child Medical), 母子(父子)家庭等医療 (Family Medical), 障害者医療 (Disability Medical), 高齢障害者医療 (Elderly Disability Medical).

(※1) 老人医療と乳幼児等医療を除く一部負担金は、同一医療機関につき同月内の金額です (※2) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します (※3) 受給者証が交付されるのは、後期高齢者医療制度の被保険者のみです

市民や職員への配布物に 広告載せませんか



市は、新たな財源の確保を図るため、次の媒体の広告主を募集します。

問(必着) まで行政経営・改善グループ(〒6662-8566 7六湊寺町10-3市役所本庁舎4階 ☎0798・35・3660)へ持参か郵送を。西宮市広

告掲載要綱・基準に適合するものの中から、①は金額の高い順に、②③は提供数の多い順に広告主を決定

①給与等支給明細書

②給与等支給明細書

③給与等支給明細書

④給与等支給明細書

⑤給与等支給明細書

書裏面に広告を掲載します。明細書は毎月の給与と期末勤続手当の支給時(年14回)に、職員約37000人に配布します。

【広告料】1枠21万円以上(税込) 【募集数】2枠 【配布期間】10月～来年9月 【申込期間】7月1日～15日

【申込期間】7月1日～15日

【提供数】1400巻以上

【使用期間】来年1月から1年間

【申込期間】7月1日～15日

【提供数】1400巻以上

【使用期間】来年1月から1年間

商店街をにぎやかに

地域商店街活力向上事業

市は、「地域商店街活力向上事業」に取り組む商店街・小売市場を募集します。

この事業では、商店街等の来訪者増加や活性化につながる事業を実施する商店街・小売市場に助成金を交付します。事業内容は、地域住民のニーズを踏まえた創意工夫があるものに限りです。

【対象】 次のいずれかに該当する市内の商店街・小売市場▷商店街振興組合または事業協同組合を組織している▷5店舗以上で組織し、規約等の定めがある ※平成21年度までの地域連携商店街等活性化支援重点モデル事業の実施団体を除く

【申込】 事業計画書、収支予算書、団体概要書(定款または規約、会員名簿を含む)を7月11日(必着)までに商業振興グループ(〒662-8567六湊寺町10-3 ☎0798・35・3387)へ郵送を。事業計画書等は同グループで配布するほか市のホームページからダウンロード可(「事業者向け情報」の中の「産業振興」の「商店街・小売市場の活性化」へ)

中小企業従業員表彰

候補者推薦は 6月29日～7月15日

市は、市内の中小企業に勤務している従業員の功績をたたえる「西宮市中小企業従業員表彰」の候補者の推薦を受け付けます。

表彰は勤続年数により、「特別永年勤続者表彰(商業・工業35年以上)」、「永年勤続者表彰(商業15年以上、工業10年以上、障害者3年以上)」の区分で受け付け、受賞者は選考委員会の審査を経て決定されます。

候補者の推薦は事業所単位で受け付けますので、事業所の代表者は所定の推薦書を6月29日～7月15日(郵送の場合消印有効)に産業振興グループ(〒662-8567六湊寺町10-3市役所本庁舎5階 ☎0798・35・3367)へ持参か郵送を。推薦書は、同グループで配布するほか、市のホームページ「事業者向け情報」の中の「産業振興」の「人材育成・研修」からダウンロードできます。

情報公開・個人情報保護制度 平成22年度 1057件

市は、平成22年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました(下表参照)。両制度は、一定の制限がありますが、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報を本人が見たり訂正したりすることができるものです。両制度の請求件数の合計は1057件(前年度1006件)でした。問合せは情報公開課(0798・35・3774)へ。

Table with 3 columns: 制度 (System), 21年度 (FY21), 22年度 (FY22). Rows include: 公文書公開請求数 (Public Request for Documents), 公開の決定 (Decision to Publish), 部分公開(個人情報除く) (Partial Publication (excluding personal info)), 非公開 (Not Published), 文書の不存在等 (Non-existence of documents, etc.), 個人情報開示等請求数 (Request for Disclosure of Personal Information, etc.), 開示の決定 (Decision to Disclose), 部分公開(第三者情報除く) (Partial Publication (excluding third-party info)), 不開示 (Not Disclosed), 文書の不存在等 (Non-existence of documents, etc.), 自己情報の訂正等 (Correction of self-information, etc.), 両制度の合計 (Total of both systems).

※情報公開制度で1件の不服申し立て(異議申し立て)があり、平成21年度から継続している3件を含めて、情報公開・個人情報保護審査会で審査された結果、3件に答申が出され、1件が審査中です ※市のホームページで、両制度がスタートしてから年度別運用状況をご覧いただけます

固定資産税の減額があります 認定長期優良住宅の新築

市は、平成21年6月4日～24年3月31日に認定長期優良住宅(耐震性、耐久性、省エネなどに優れた住宅)を新築した場合、申告によりその住宅に対する固定資産税を減額します。

【対象】 次の全ての要件を満たすこと▷①長期優良住宅の普通

税が課税されることになった年度から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)に限り、120平方メートル以下の部分について固定資産税を2分の1に減額 ※長期優良住宅の軽減措置は新築住宅の軽減措置に代えて適用

【減額内容】新たに固定資産

【提出書類】 次の書類を住宅